

令和6年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年5月27日（月） 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（12人）

会長	12番 前田 浩二
会長代理	11番 久木山 純広
	1番 池田 善之
	2番 裕手 幹夫
	3番 樋ノ口 正信
	4番 川畠 千秋
	5番 西 美香
	6番 木場 由美子
	7番 野元 京子
	8番 古賀 久美子
	9番 西村 四男
	10番 外薦 健藏

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	藤園 宗男
串木野地区2	井手迫 正博
市来地区	永井 美治

出席職員 後瀬局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員（9番 西村 四男 委員・10番 外薦 健藏 委員）

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法
(1件)について

日程第2 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
(4件)について

日程第3 報告議案第12号 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について

日程第4 報告議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)
について

日程第5 報告議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)
について

日程第6 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第 7 議案第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（4 件）について
日程第 8 議案第 29 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式・
7 件）について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和 6 年第 5 回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第 5 条により、会議の議長は、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願ひいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局の方から、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名で、全員出席で、過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々とも出席されていることをご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思いますが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名委員に、9 番 西村四男 委員、10 番 外薗健藏 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、早速議事に入ります。

まず、日程第 1 報告議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知経営基盤強化法分についてを議題とします。事務局の説

明をお願いします。

棚町主査

1ページをお願いします。日程第1報告議案第10号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は1件1筆1,205m²です。後程21ページの日程第8議案第29号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）にて新たな耕作者と中間管理事業にて契約を行うための解約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。現在の契約は基盤強化法に基づく契約ということで、今回中間管理事業を活用して、耕作者を変更して新たな賃貸借の契約を結ぶということでございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようござりますのでお諮りします。日程第1報告議案第10号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分1件2筆については、通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでござりますので、日程第1報告議案第10号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分1件2筆については、通知のとおり受理することで決定しました。

次に進みます。日程第2報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は4件5筆3,527m²です。1番から3番は、後程21ページの日程第8議案第29号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）にて新たな耕作者と中間管理事業にて契約をするための解約です。貸人と借人両方からの合意解約です。4番は今年1月の総会で、耕作者変更のために借人の解約をして、機構が預かっている農地です。次の耕作者が決まらないため、中間管理機構は賃借料の支払いが生じないように、貸人へ農地の返還をするための解約です。よろしくお願いします。

議長

農地中間管理法分の合意解約ということでございます。1から3番

は、耕作者変更をして、改めて一括方式で契約をするということ、4番は、次の耕作者が決まる予定がないため、現在中間管理機構が中間保有をしている農地で、今後も耕作者が早急に決まる予定がないということで、機構との契約を解約するといった案件でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

蓑手委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

蓑手委員 お尋ねですが、4番の事例なんですけど、中間管理機構が次の耕作者が決まらないという状況であれば、一方的に持ち主の方に解約をして戻すという形の事例になっていくんですかね。この事例だけじゃなくて、他の事例であっても。

議長 事務局、どうですか。

棚町主査 農政課の方に一度確認をしているんですけども、機構は次の耕作者が借りられる見込みのない場合には、こういう形でどんどん解約を進めていかないと、機構の支払が発生するので、今後はこういう解約が多くなってくるということでした。

蓑手委員 今、どんどん中間管理機構の制度が理解されて、利用が高まってきているんですが、当初の頃は中間管理機構が相手まで見つけてあげるからと言って、契約をしてくださいといった経緯があったんですが、いざとなるとこういう事例が出るだろうなと思っていました。もう、これからはそういう格好になっていくんですね。相手が決まらない以上はもう自動的に戻しますよと、契約を破棄しますよという格好になるということですね。

議長 よろしいですか。

蓑手委員 はい。

議長 ちょっと、私の方から。私の勘違いかもしれないんですが、3番の貸人は、○○さんが1人だったですか。共有じやなかったですか。

棚町主査 よろしいですか。

議長

はい。

棚町主査

農政課の書類上では、〇〇さんが出し手1人ということで、解約の手続きの書類が提出されています。

議長

代表者ということなんですね。共有名義なんだけど、代表で貸人になっているということですね。了解しました。確か共有名義だったと思います。

棚町主査

農政課の書類を全部見直しているんですけど、〇〇さんが出し手ということだけで、書類が作成されております。

議長

わかりました。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特になく異議を述べる場合はございませんのでお詫びします。日程第2報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分4件については、通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでござりますので、日程第2報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分4件については、通知のとおり受理することで決定をしました。

次に進みます。日程第3報告議案第12号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第3報告議案第12号農地の転用事実照会に関する回答についてであります。3ページから6ページをお開きください。令和6年4月15日付で鹿児島地方法務局川内支局から依頼がありました、大里〇〇、田、321m²については、平成16年12月22日に農地法第5条許可されており、一般住宅を建築されておりますが、名義変更及び地目変更が未登記の状態であります。今回農地の転用事実に関する照会が鹿児島地方法務局川内支局からあり、令和6年4月19日に久木山代理、池田委員、事務局長、事務局松原で現地確認を行ない、6ページのとおり回答をしたものであります。回答を読み上げます。6ページをお開きください。

1. 土地の現況が農地であるか否か。「否」

2. 転用許可がされている時は、許可年月日、許可条項、転用目的、許可

申請者の住所・氏名。「許可年月日:平成 16 年 12 月 22 日、許可条項:第 5 条、転用目的:一般住宅、許可申請者名・住所○○、鹿児島市○○」

3. 転用許可がされていない時は、その旨。「無し」

4.3 の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を非農地に変更している時は、原状回復命令が発せられる見込みの有無。「無し」

5. 建物の建築の制限等の規制がされている区域内の土地であるか否か。

「否」

6. その他参考となる事項。「無し」

申請人の○○は、当時の譲渡人である○○の子であり、譲受人の○○も○○の子であり、きょうだいであります。譲渡人と譲受人は死亡しており、現在は譲受人の夫が居住しております。地目変更、名義変更と相続をするために、今回の照会に至ったとの事であります。以上で説明を終わります。

議長 ただ今事務局の方から説明がありました。6 ページに記載してあるとおりの内容で回答をしたという事後報告の案件でございます。何かご質疑ございませんか。現地調査の方も特に問題はなかったでしょうか。

久木山委員 ないです。

議長 ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますのでお諮りします。日程第 3 報告議案第 12 号農地の転用事実照会に関する回答につきましては、6 ページに記載してあるとおりの内容で回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第 3 報告議案第 12 号農地の転用事実照会に関する回答については、6 ページ記載の内容で回答することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第 4 報告議案第 13 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第 4 報告議案第 13 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可指令書の取り消し1件についてであります。7 ページをお開きください。平成 30 年 10 月 15 日付指令農振第 4-78 号の取り消しについての申請であります。

す。申請人は、平成 30 年 10 月に4条申請及び5条申請により合計4筆を一体として宅地造成を行う目的で許可された農地ですが、許可後5条の譲渡人のうち1人が死亡したため、相続登記を行った後に進めなければならなくなりましたが、相続人が判断能力のない方がいる等の理由により、相続登記が不可能であったことから進めることができず、所有権移転や地目変更を含め、宅地造成されないまま現在に至っております。今回その死亡された方の農地以外の2筆において、後の日程第7議案第 28 号の5条申請No.4で審議いただきます一般住宅を建築する目的で、売買による転用申請があつたことから、取り消し願いをするものであります。しかしながら、○○については、隣地の宅地の境界の関係から、○○から○○の6筆に分筆をしており、現在の地番は○○、847 m²となっています。○○から○○については、既に地目変更及び名義変更が終わっていることから、今後の申請等の進め方については、県農村振興課と協議をしておりますので、この4条の取り消しについては、一旦保留ということでご承知いただきたいと思っております。

議長

ただ今事務局の説明がありました。次の日程第5条が出てくるんですが、当初は不動産会社の○○が4筆合わせて一体利用の形で、自分の所有する○○と、あと3筆を購入して、一体利用して宅地造成をするという計画だったんですけど、先程の理由でそのうちの1筆所有権移転ができなくなったということで、計画全体を断念したということです。ただ、4条と5条で許可申請をもらっているんですが、4条の方については、当初の計画になかった隣地の境界が、○○の中に入り込んでいたものだから、現状に合わせてその部分を分筆して、それぞれの所有者に贈与という形で所有権移転をして、その分 46 m²位は減少した形で、○○が○○になっていますが、46 m²減った形で現状になっているということです。その点については県の方と協議中ということで、今日の時点ではその方針が出ていないということで、議案に上がっているんですけど、今日の段階では保留とさせてくださいということです。何かご質疑ございませんか。私から質問しますけど、来月の総会ぐらいには結論が出てくるんでしょうか。

篠原主幹

そこは、まだ県の方と話しをしてみないと何とも言えないので、来月にできるとはお約束はできないんですけども。

議長

ということのようで、県との調整がつき次第、直近の総会に改めて諮るということのようです。今、許可指令書の取り消しということになっていますが、こちらあたりを含めて、取り消しにならないかもしれません。別の対応になるかもしれないです。そこもお含みおきください。それでは、今日の段階では保留ということでおろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは次に進みます。日程第5報告議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5報告議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件についてであります。9ページをお開きください。平成30年10月15日指令農振第5-538号の取り消しについての申請であります。先程の取り消しと関連がある案件であります。申請人は平成30年10月に4条申請及び5条申請により合計4筆を一体として、宅地造成を行う目的で許可された農地でありますが、許可後5条の譲渡人のうち1人が死亡したため、相続登記を行った後に進めなければならなくなりましたが、相続人が判断能力のない方がいる等の理由により、相続登記が不可能であったことから進めることができず、所有権移転や地目変更を含め宅地造成されないまま現在に至っております。今回その死亡された方の農地以外の2筆において、後の日程第7議案第28号の5条申請No.4でご審議いただきます、一般住宅を建築する目的で売買による転用申請があったことから、取り消し願いをするものであります。

議長

今事務局の説明があったとおりです。今回は3筆のうち2筆については、たまたま転用許可申請が出てきたということで、そちらを進めるためにも当初の許可指令書を取り消しする必要があるという案件でございます。何かご質疑ございませんか。5条の申請内容も合わせて説明してもらったら分かり易いですか。

松原主査

それでは関連する5条許可申請No.4についてご説明いたします。19ページになります。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。合計面積は788m²であり、一般住宅として500m²を超えておりますが、譲受人の妻の実家が道路を挟んで向かい側にあり、経営する会社の社用車の駐車場としても利用するという旨の理由書が添付されております。先程日程第5報告議案第14号にて報告いたしました許可指令書の取り消しの中の2筆であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を古賀委員にお願いしております。よろしくお願ひします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4に

について、5月23日（木）午前8時30分より、行政書士立会いのもと、古賀委員と3名で農地転用実態調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地については、19、20ページを参照してください。転用事由は、借家住まい手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。また、面積については500m²を超過しますが、譲受人の妻の実家が道路向かいにあり、実家の父が経営する会社の社用車を含めて駐車場7台分に使用したいとのことでございます。農地区分は第3種農地で、第1種低層住居専用地域であります。被害防除等は、東側は畠、西側は畠、南側は道路、北側は畠であり、被害防除措置を講ずるため問題はないと思います。また、周辺の農地の日照対策として、建物の高さを加減する対策をとります。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。ただ今、許可指令書の取り消しと、新たな転用の5条申請の内容について説明がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

久木山委員

議長、すみません、隣に○○という土地がありますよね、そこは隣の家の人が、草が生えないように管理をしてきれいにしてありますのでご報告しておきます。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますので、両議案を一括してお諮りしたいと思います。日程第5報告議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについて、及び日程第7議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4については、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第5報告議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可指令書の取り消しすることで決定、及び日程第7議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第6議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんがご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

今回の3条申請は1件でございます。事務局の説明及び現地調査の報告の後質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第6議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。11ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地で、譲受人の自宅のすぐ北側です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。調査は【正】を蓑手委員、【副】を池田委員にお願いしております。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての調査報告をいたします。5月24日（金）午後1時30分から、現地で譲受人の立会いのもと、池田委員と私が調査をいたしました。位置は資料11ページ、12ページを参照してください。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は申請地を贈与で譲り受け、なす、ピーマン等季節野菜を栽培する畑として利用することにしております。申請地は自宅の隣の位置にあります。現在は不耕作地の状態になっていますが、草刈り、耕耘の後、畑にする計画です。労力は2人です。農機具の保有状況は、トラクター、管理機、草刈り機、動力噴霧器など、栽培に必要な農業機械等を所有されており、申請地の周りも耕作されています。私どもの調査では、労働意欲もあり、持続された耕作がされると判断し、何ら問題はないものと判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入れます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することで決定しました。○○委員はまた席へお戻りください。

○○委員着席後

次に進みます。日程第7議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件ですが、先程No.4については審議を終わりましたので、残り3件について事務局の説明及び現地調査の報告を終了した後に質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第7議案第28号農地法第5条第1項の規定による許可申請残り3件についてであります。No.1についてご説明いたします。13ページをお開きください。譲受人は八房○○、畠、674m²及び八房○○、畠、443m²を買い受けて、一体利用によりクヌギを植林したいための申請であります。第2種農地のその他の農地であります。代替地として、3筆を検討いたしましたが、地権者と合意するまでに至らなかったとの事です。申請地周囲については、現在南側にあります○○が、相対によりみかんを耕作されておりますが、隣接する南側の通路の使用と、申請地にクヌギを植林することについては、同意を得ているとのことです。調査委員は【正】を池田委員、【副】を蓑手委員にお願いしております。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、5月24日午後1時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第2種農地で、その他の農地です。位置図は13、14ページを参照してください。転用の目的は、家庭菜園に使う腐葉土を作りたく、申請地を買い受けてクヌギを植え、また、昆虫採集をするための森林として活用し、ゆくゆくは椎茸の原木として利用したいためです。譲受人による事業計画書等5条申請備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲は東側と西側が道路、南側は学校用地、北側

は樹園地です。また、東側道路を挟んで、樹園地があります。申請地は現状のまま利用し、クヌギを 300 本植林の予定で、周囲の農地の耕作者の同意は得ているとのことでした。植林の時期は、来年の 2 月の予定で、その時期が適しているらしく、〇〇と連携して管理していくとのことでした。以上のことから特に問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo. 2について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.2についてご説明いたします。15 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まい手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員 5 番西です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No. 2について調査報告いたします。5 月 22 日午後 1 時 15 分より、行政書士立会いのもと、野元委員と調査を実施いたしました。資料の 15、16 ページをご覧ください。申請地は第 3 種農地、第 1 種中高層住居専用地域です。転用の目的は、現在借家住まい手狭であるため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいためです。西側の農地は未耕作、北側の農地は段差があり、緩衝地も十分にあり、影響はないと思われます。東側はNo. 3 の申請地になります。南側は道路です。被害防除計画として擁壁を設け、建物の高さを 6.6m に制限します。雨水排水は南側側溝へ放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理します。許可後すぐに着工したいとのことです。備考欄に添付書類が記載されています。私どもとしては、何ら問題はないを見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。それでは次にNo. 3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.3についてご説明いたします。17 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まい手狭であるため、申請地及び隣接する宅地麓〇〇 65.76 m²を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。合計面積は、224.78 m² であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を西委員に

お願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、5月22日（水）午後1時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、西委員と調査をしましたのでご報告いたします。資料の17、18ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、申請地及び隣接する宅地、麓○○を買い受け、一体利用し住宅を建築したいとのことです。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域にある農地です。申請地の東側は田、西側は畑、南側は道路、北側は畑です。被害防除計画の造成計画は現状のまま利用し、境界にはコンクリートブロック、L型擁壁を設け、建物の高さを5m程度にして、周囲の農地に土砂等の流出被害、日照・通風等支障を及ぼさないようにすること。用・排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。資金調達計画は金融機関からの融資で、許可後着工の予定です。融資証明書他添付書類につきましては、5条申請の備考欄に記載しています。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。以上3件について、事務局の説明及び現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。まず13ページ、14ページのNo.1について、何かご質疑ございませんか。

樋ノ口委員 ちょっと聞いていいですか。

議長 はい、どうぞ。

樋ノ口委員 地図では、上方に畑があるようになっていますよね、○○、○○とか、ここらは山林になっているんでしょうか。

議長 現地調査の方、お願ひします。

池田委員 現地調査の時にはみかんの木があったように見えました。

樋ノ口委員 それに対する影響はないんでしょうか。クヌギを植えた時に相当な高さになりますよね。

池田委員 300本というのが多いですので、間伐をしていくと思いますので、

その後も〇〇と協議をしていくと言っていました。

蓑手委員 合わせて補足しますが、〇〇の所、上の段の所ですね、現状的には〇〇と〇〇の所は3段に分かれた段差のある畑の状態で、道路を挟んで右側の方が、学校がみかんの栽培をしておられる状況です。

議長 上の方は山のように見えますけど、あれはみかんを植えてある所の壁木です。一ヶ葉が植えてあるんです。上の方にずっと樹園地が広がっている所です。ここら辺りはみかん園です。ポメロや、温州みかんやら植えてある樹園団地です。

樋ノ口委員 そういう所があるもんだから、山林になった時にみかんの方に枝とか挟まつたりしないか気になって尋ねてみました。

井手迫推進委員 私もいいですか。

議長 はいどうぞ。

井手迫推進委員 私はここを山林にするという許可を出すことについては、基本的に反対です。今言われたそのとおりです。上に畑があって、樹園地があって、クヌギは20m位になりますから、影になって色々悪影響を与えると思います。しかも南向きでしょう。日当たりも悪くなるし、許可すべきじゃないと私は感じます。

議長 ありがとうございます。事務局どうぞ。

松原主査 この申請が出た時点で、行政書士に今耕作されている方には全て話を通してくださいとお願いをしたところ、今果樹栽培をしているのが〇〇だけだということで同意を得たということで、話がついています。

局長 実際、〇〇さんが管理されているみかんの木が（スクリーンを指して）この辺りにあります。

議長 1番上は山になっていますけど、その土地の所は樹園地で、最近はみかんの木が抜根されて、みかんの木は植えてあるんですけどだいぶ本数が減ってきています。右側は適正に管理されていますが、あそこは〇〇の管理ですか。個人じゃないんですね。

蓑手委員 画面の右側は管理されていますが、上方の暴風垣の向こうまでは

確認していません。見た目では山のようになっています。

西委員 ○○と○○はみかん園ということですね。そこは、ちゃんと管理されている樹園地なんでしょうか。

議長 植えてあるみかんの本数がだいぶ減っています。

外薦委員 こっちから見た時には雑木が生えているような感じで、そんなに影響はないように見えますけど。

西委員 本数は減ったとしても、管理されて収穫するような畠であれば、影響はあるかもしれないですよね。

外薦委員 みかん園を作っている所は、○○しかないんですよね。

議長 確か、市来の○○さんがこの辺り沢山作っておられますよ。

木場委員 元々の地主さんですね。○○さんの名前が出たんですが、○○があった所から全部大里にいらっしゃる○○さんの所有地だったんです。それを○○が買わせて、そこに○○さんのみかん園があって、それを○○の子ども達のために貸していらっしゃるのか、所有者の○○さんがこのことを知っていらっしゃるのかなと思いますよね。○○に売られたのかどうか。

議長 航空写真では、○○さんの名義になっていますよね。○○の所は、左側に「鹿児島県」という名義が出てきますので、そこだけじゃないですか。

樋ノ口委員 ただ、木もある程度の大きさで切ってもらえば影響はないんでしょうけど。大きくなっても枝がはびこって植えてあるのが大抵だから。

議長 果樹園を管理している○○の方には話しをしたということなんですが、元々の園主で、樹園地と果樹の木を所有していらっしゃる○○さんの方への話しが通っているのかどうかですね。そこら辺りは確認をした方がいいのかなという感じがしますよね。先程の説明で、もしクヌギを植える場合には来年の2月に植えるということで、まだ若干時間的に余裕があるようなんですが、今回は今出たような懸案を再確認してもらって、合わせて上側の方の樹園地の状況を再度確認してもらって、その上で判断することでいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 そういうことで、このNo.1については、今回は保留という形で、また来月でも再調査をして、周辺の農家の方々に聞いて改めて審議したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは次の 15 ページ、16 ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特ないようでございます。それでは次の 17 ページ、18 ページのNo.3について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特ないようでございますので、一括してお諮りいたします。日程第7議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.2 と No.3 の 2 件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第7議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請No.2 及びNo.3 の 2 件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第8議案第 29 号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）令和6年8月1日開始についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 21 ページをご覧ください。日程第8議案第 29 号8月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）についてです。新規が 6 件、継続が 1 件で、9 筆 6,094 m²です。1 番は、先程 1 ページの日程第 1 報告議案第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知基盤強化法分にてご審議いただきました農地です。3 番は、7 月に一括方式の契約が満了する農地です。4 番は、基盤法の契約が 6 月に満了する農地です。5 番、6 番、7 番は、先程 2 ページの日程第 2 報告議案第 11 号農地法第 18 条第 6 項の規定による

合意解約通知中間管理法分にてご審議いただきました農地です。3番は、前回の契約も中間管理事業であったもので、継続の契約です。3番以外は全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長 ただ今、事務局の説明がありました。今回は、一括方式の8月1日開始分の7件9筆 6,094 m²でございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。今回は8月1日開始ですけど、今5月ですよね、5、6、7、8、4ヶ月先のものをその前の総会で審議するということなんですね。

棚町主査 はい、そうです。

議長 そういう流れで、今からずっと行くわけですね。

棚町主査 はい、中間管理機構の手続きが変わるものですから。

議長 そういうことで、以前よりも早めに一括方式は審議をするということになります。何かご質疑ございませんか。私の方から補足をしますが、5番、6番、7番の借人は○○さんです。れんこんを作っている方です。れんこんを3ヶ所程で作っていらっしゃるんですが、今後畑作の芋類、ばれいしょとかさつまいもを作っていくたいということで、そういう事業があるんだそうで、今回畑を貸してほしいということで相談があって、契約になったところです。何かご質疑ございませんか。

木場委員 ちょっとよろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 この○○さんとは、連絡がとりあえるんですか。

議長 はい、とります。昨日は別府吉村前の総会があって、夜にあつたんですけども出席されておられました。連絡は取れます。

木場委員 昨日は中組の保全会の総会があった時に、れんこんを作っている田んぼの道路を挟んで、反対側の方が水をずっと流しちゃうから、大きな機械を入れたりするので排水が壊れたりして、農政課に言って排水路は直してもらったりしたそうです。大きくなったら浮草になる

のか知らないけど、田んぼにいっぱい草が浮いていて、4反位作っていらっしゃるんですが、反対側の田んぼに入ってきたり、その現場で会ったたら言いたいんだけど、作業に来ていらっしゃる人しかいないくて、そこをちゃんと話しができないそうです。あそこの契約はどんな風になっているんだろうかと耕作者の方から言われました。まだ貸し借りをしていない、荒れている山をまず入らせてもらう許可をもらうために、地権者に集まってもらって、継続で作る気があるのかどうか。水が溜まりっぱなしなので、タニシを育てているような感じで、反対側が田んぼを作っていらっしゃらなければいいんですが、吉村前と同じで、水稻を作っていらっしゃる人との問題があります。れんこんを作っている人と話をしたいと言われました。

議長 牛ノ江地区のことですか。

木場委員 はい、今見に行ったら表面はすごいです。あの草も、タニシも心配だという話しを聞きました。

議長 別府も今年3年目なんですが、水稻耕作との水の管理の調整とか、雑草の問題とかあって、1年経過後に○○さんと水稻耕作者に来てもらって、そこら辺りの話し合いをしたんです。課題について、お互いに言いたいことがあるもんだから、3月か4月に水稻耕作者と話し合いをもつたことがあるんですが、そういうことをやれば、先に進んで行くんじゃないでしょうか。他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第8議案第29号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（一括方式）については、ただ今説明のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第8議案第29号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）については、21ページ掲載の内容で決定をいたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事錄署名委員
